

タイプ別

こんな現役のお客様には
このようにアドバイスしよう

- ① 金指光伸
- ② 地方銀行OB
- ③ 佐藤正明
- ④ 税理士／社会保険労務士／
1級ファイナンシャルプラン
ナー技能士（CFP）／
DCアドバイザー

1 将来もらえる年金受給額が
少ないのではと不安視し
繰下げ受給を
検討するお客様



年 金受給開始時期を間近に控え、「年金受給額が少ないのではないかと不安を抱くお客様は多い。しかし、実際はねんきん定期便で受給額を確認できる。ねんきん定期便を確認できていないお客様には、日本年金機構のサービス「ねんきんネット」の利用を提案したい。ねんきんネットの中の「かんたん試算」を使えば、いまの状況で60歳まで働いた場合の受給額が分かる。そのうえで受給額が少なかった場合、「Work Logger（長く働く）」という選択肢も考えられる。繰下げ受給を選択し給与収入を得る期間を伸ばせば、その間は給

料で生活できる。65歳から繰り下げた場合の受給額は1カ月で0・7%ずつ、1年で8・4%ずつ増える。仮に70歳まで繰り下げれば、年金額は42%増える計算だ。しかし、「繰下げ受給を選択した場合、長生きしないと損をする」という考え方もできるため、多くの人は二の足を踏む。令和6年度厚生年金保険・国民年金事業の概況（厚生労働省）によると、繰下げ受給を選んだ人は国民年金で2・6%、厚生年金で1・9%にすぎない。

POINT

- ▶ ねんきん定期便やねんきんネットで受給額を確認できる
- ▶ 在職老齢年金制度の改正により、選択肢が多様化している

給料を受け取り、70歳以降は増加した年金を受け取る」というライフプランでお客様の不安がなくなるなら、それはその人にとっての最善策だ。2026年からは在職老齢年金の支給停止基準額が65万円に引き上げられ、年金を受け取りながら働き続けることも容易になった。選択肢は増えているということを、お客様には伝えたい。

2 パートをしている妻がいて
年金受給時期をいつにするべきか
悩んでいるお客様



令 和2年国勢調査によると、夫婦共働き世帯は約933万組いて、そのうち夫婦とも正規雇用という世帯の割合は約4割だ。残りの6割は、妻がパートなど非正規雇用という世帯が占める。一方で、結婚するまでは正社員だったという人も少なくない。パートであっても一定の条件を満たしていれば厚生年金が上乘せされるため、ねんきん定期便の「厚生年金加入期間」の欄はぜひ確認を促したい。また、年金事務所に行って確認すれば、年金加入記録などに漏れがあっても修正してもらえる。いずれにしても、夫婦それぞれの年金受給額を把握し世帯全体の年金受給額としてとらえることは、老後の生活設計において重要なことだ。

年金は「損得」ではない ないと感じる場合は、夫婦とも長く働いて受給額を増やす方法と、受給開始時期を繰り下げて増やす方法がある。2026年からは所得税の年収の壁が引き上げられ、年収178万円までは世帯の手取り額が変わらない。2025年まで年収の壁が103万円だったことを考えると、この引上げは大きい。妻のパートのシフトを増やし雇用期間を延長することで、金融資産の取崩し時期を遅らせたり、年金の受給を繰り下げて受給額を増やしたりといった選択肢も考えられる。妻のパートの雇用延長を検討する場合、パート先が何歳まで継続雇用してくれるか、給与水準はどうなるかなどを確認するよう促したい。お客様が本当は働きたくないのか、長く働き続けたいのかで、金融機関側の姿勢は大きく変わる。しかし、定年後

POINT

- ▶ パートでも、条件次第では厚生年金がもらえる可能性がある
- ▶ 65歳以降で年金を受給しながら働き続ける選択肢も有効

も働き続けたいというお客様は少なくない。リクルートワークス研究所の「全国就業実態パネル調査2026」によると、65歳以上は他の世代に比べて仕事そのもののへの満足度が高い傾向にある。お客様が働き続けたいのであれば、65歳から年金を受け取りながら働き続けるという選択肢もある。昨今は65歳までの雇用確保が事業主の義務とされているうえ、70歳までの就業機会の確保が努力義務になっているため、長く働くための環境は整っているといえる。選択肢はお客様が握っているのだ。